

## 旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表

協定税率については、2022年HS改正に伴うWTO譲許表の修正手続等が終了し、新しい譲許表が発効するまでは従来の協定税率が引き続き適用されることとなります。このため、今までの改正により、協定税率が異なる物品が統合されている品目で、協定税率が適用される場合、実行関税率表の税率欄に9.1%～10%のよう記載し、●印を付しています。

このような品目については、「旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表」に掲げてあり、分類される項、号等及び国定税率は、改正後2022年1月1日以降の関税率表に基づいて決定されますが、適用協定税率は、改正前の2021年12月31日以前の規定に従い分類して決定する必要があります。

(注)2026年欄中右の10桁コードは、NACCS用品目コードを表します。

2021年欄、2016年欄及び2006年欄中右の「ex」は、当該番号に対応して品名欄に掲げる品目には当該番号の品目の全てを含むものではないことを意味します。

## 旧品目表に基づく協定税率が適用される品目一覧表

## ●ヨーグルト関係

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
0403.20-110 †	0403.20-0011	0403.10-110		ヨーグルト 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。) その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの 砂糖を加えたもの	35%+ 1,076円 /kg	35%
	0403.20-0022	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
	0403.20-0033	1901.90-136	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-120 †	0403.20-0044	0403.10-120		ヨーグルト 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。) その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの その他のもの	35%+ 1,076円 /kg	25%
	0403.20-0055	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
	0403.20-0066	1901.90-136	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-239 †	0403.20-0070	0403.10-211	ex	ヨーグルト その他のもの フローズンヨーグルト 砂糖その他の甘味料を加えたもの(正味重量が10キログラム以下の直接包装したものに限る。)	35%	26.3%

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
0403.20-239 †	0403.20-0081	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-0092		1901.90-132	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの		29.8%+ 679円/kg
0403.20-8993		1901.90-136	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-8982		1901.90-137	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。) その他のもの その他のもの		29.8%+ 1,159円/kg
0403.20-8971		1901.90-211	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		28%

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
0403.20-239 †	0403.20-8960	1901.90-217	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの その他のもの その他のもの		23.8%
0403.20-8956		1901.90-219	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの		29.8%
0403.20-8945		1901.90-229	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 その他のもの その他のもの		21.3%
0403.20-249 †	0403.20-8934	0403.10-219	ex	ヨーグルト その他のもの フローズンヨーグルト その他のもの	35%	29.8%
	0403.20-8923	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
	0403.20-8912	1901.90-132	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。) 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホップドクリームを除く。) 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	29.8%+ 679円/kg	

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
0403.20-249 †	0403.20-8890	1901.90-136	ex	<p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの</p>		21%
0403.20-8886	1901.90-137	ex		<p>穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品(米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)及び餅、だんごその他これらに類する米産品(乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。)</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		29.8%+ 1,159円 /kg
0403.20-8875	1901.90-211	ex		<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</p> <p>各成分のうち砂糖の重量が最大のもの</p>		28%
0403.20-8864	1901.90-217	ex		<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		23.8%
0403.20-8853	1901.90-219	ex		<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品</p> <p>砂糖を加えたもの</p> <p>その他のもの</p>		29.8%
0403.20-8842	1901.90-229	ex		<p>麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p> <p>第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品</p> <p>その他のもの</p> <p>その他のもの</p>		21.3%

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
0403.20-299 †	0403.20-8831	0403.10-220		ヨーグルト その他のもの その他のもの	25%	21.3%
	0403.20-8820	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-8816	1901.90-132		ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの		29.8%+ 679円/kg ※
0403.20-8794	1901.90-136		ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの		21%
0403.20-8783	1901.90-137		ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの その他のもの		29.8%+ 1,159円 /kg ※
0403.20-8772	1901.90-211		ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		28% ※

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定	
0403.20-299 †	0403.20-8761	1901.90-217	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の50%未満のもの その他のもの その他のもの		23.8%	
0403.20-8750		1901.90-219	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 砂糖を加えたもの その他のもの		29.8% ※	
0403.20-8746		1901.90-229	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品 その他のもの その他のもの		21.3%	

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

#### ●昆虫類の調製食料品関係

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
1602.90-269 †	1602.90-0014	1704.90-290	ex	砂糖菓子(ホワイトチョコレートを含むものとし、ココアを含有しないものに限る。) その他のもの その他のもの その他のもの	9%	25% ※
1602.90-0025		1806.90-100	ex	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他のもの チョコレート菓子		10% ※
1602.90-0036		1806.90-212	ex	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの チューインガムその他の砂糖菓子及びしょ糖の含有量が全重量の50%以上のもの		29.8% ※
1602.90-0040		1806.90-213	ex	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの		29.8% ※
1602.90-0051		1806.90-219	ex	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの		29.8% ※
1602.90-0062		1806.90-220	ex	チョコレートその他のココアを含有する調製食料品 その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの		21.3% ※

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
1602.90-269 †	1602.90-0073	1901.90-131	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21% ※	
1602.90-0084	1901.90-132	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） 乳脂肪分が全重量の30%以下のもの その他のもの	29.8%+ 679円/kg ※		
1602.90-0095	1901.90-136	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの その他の乳製品に係る共通の限度数量以内のもの	21% ※		
1602.90-8996	1901.90-137	ex	穀粉、ミール又はでん粉の調製食料品（米、小麦、ライ小麦、大麦若しくは裸麦の粉、ひき割りしたもの、ミール若しくはペレット又はでん粉の一以上を含有するもので、これらの物品の含有量の合計が全重量の85%を超えるものに限るものとし、ケーキミックス及び乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。）、第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。）及び餅、だんごその他これらに類する米產品（乳幼児用又は食餌療法用のものを除く。） 第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ミルクの天然の組成分の含有量の合計が乾燥状態において全重量の30%以上のものに限るものとし、加圧容器入りにしたホイップドクリームを除く。） その他のもの その他のもの	29.8%+ 1,159円/kg ※		
1602.90-8985	1901.90-241	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの 米粉調製品	24% ※		
1602.90-8974	1901.90-242	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品（ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。） その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの 小麦粉調製品	24% ※		

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
1602.90-269 †	1602.90-8963	1901.90-243	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの しょ糖の含有量が全重量の15%以下のもの その他のもの	24% ※	
1602.90-8952	1901.90-246	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの 米粉調製品	28% ※		
1602.90-8941	1901.90-247	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの 小麦粉調製品	28% ※		
1602.90-8930	1901.90-248	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの 各成分のうち砂糖の重量が最大のもの その他のもの	28% ※		
1602.90-8926	1901.90-251	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 米粉調製品	23.8% ※		

2026年		2021年		品名	基本 (2026年)	協定
1602.90-269 †	1602.90-8915	1901.90-252	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの 小麦粉調製品	23.8% ※	
1602.90-8893		1901.90-253	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの 砂糖を加えたもの その他のもの その他のもの その他のもの	23.8% ※	
1602.90-8882		1901.90-261	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 小売用の容器入りにしたもの(容器ともの1個の重量が500グラム以下のものに限る。)	13.6% ※	
1602.90-8871		1901.90-266	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの	16% ※	
1602.90-8860		1901.90-267	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 小麦粉調製品	16% ※	
1602.90-8856		1901.90-269	ex	麦芽エキス並びに穀粉、ひき割り穀物、ミール、でん粉又は麦芽エキスの調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の40%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。)及び第04.01項から第04.04項までの物品の調製食料品(ココアを含有するものにあつては完全に脱脂したココアとして計算したココアの含有量が全重量の5%未満のものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの	16% ※	

2026年		2021年		品名		基本 (2026年)	協定
1602.90-269 †	1602.90-8845	1904.90-110	ex	穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 米のもの 米の含有量が全重量の30%以下のもの		25%※	
	1602.90-8834	1904.90-130	ex	穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 米のもの その他のもの その他のもの		341円/kg	
	1602.90-8823	1904.90-290	ex	穀物又は穀物產品を膨脹させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 小麦又はライ小麦のもの その他のもの		85円/kg	
	1602.90-8812	1904.90-390	ex	穀物又は穀物產品を膨脅させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) その他のもの 大麦又は裸麦のもの その他のもの		64円/kg	
	1602.90-8790	1904.90-400	ex	穀物又は穀物產品を膨脅させて又はいつて得た調製食料品(例えば、コーンフレーク)並びに粒状又はフレーク状の穀物(とうもろこしを除く。)及びその他の加工穀物(粉、ひき割り穀物及びミールを除く。)であらかじめ加熱による調理その他の調製をしたもの(他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの		21.3% ※	
	1602.90-8786	2106.90-294	ex	調製食料品(他の項に該当するものを除く。) その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの その他のもの 第40.10項の物品のもの		9% ※	

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

#### ●水銀関係

2026年／2021年／2016年		2011年	2006年		品名	基本 (2026年)	協定
2852.10-299 †	2852.10-0020	2852.00-299	2825.90-020		水銀の酸化物	3%	4.8%※
	2852.10-0031		2827.39-010		水銀の塩化物		4.8%※
	2852.10-0042		2827.49-000	ex	水銀の塩化酸化物及び塩化水酸化物		3.3%※
	2852.10-0053		2827.60-000	ex	水銀のよう化物及びよう化酸化物		3.3%※
	2852.10-0064		2830.90-210		水銀の硫化物		3.9%※
	2852.10-0075		2834.29-300	ex	水銀の亜硝酸塩及び硝酸塩		3.3%※
	2852.10-0086		2835.39-000	ex	水銀のポリリん酸塩		3.9%※
	2852.10-0090		2837.19-000	ex	水銀のシアノ化物、シアノ化酸化物		3.3%※
	2852.10-8991		2837.20-000	ex	水銀のシアノ錯塩		3.3%※
	2852.10-8980		2838.00-000	ex	水銀の雷酸塩、シアノ酸塩及びチオシアノ酸塩		3.3%※
	2852.10-8976		2841.50-000	ex	水銀のクロム酸塩及び二クロム酸塩並びにペルオキソクロム酸塩		4%※
	2852.10-8965		2842.10-000	ex	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの けい酸の複塩及び錯塩(水銀原子を有するものに限る。)		無税
	2852.10-8954		2842.90-000	ex	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 水銀のその他の無機酸塩及びペルオキソ酸塩(アジ化物及びけい酸の複塩及び錯塩を除く。)		2.6% 無税
	2852.10-8943		2843.90-000	ex	医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 貴金属の無機化合物(水銀原子を有するものに限る。)		3.3%※ 無税
	2852.10-8932		2848.00-000	ex	水銀のりん化物(化学的に単一なもの)		2.5% 3.3%※
	2852.10-8921		2850.00-000	ex	水銀の水素化物、窒化物、アジ化物、けい化物及びほう化物(第28.49項の炭化物に該当するものを除く。)		3.3%※
	2852.10-8910		2851.00-000	ex	水銀のその他の無機化合物		3.3%※
	2852.10-8895		3206.50-000	ex	ルミノホアとして使用する種類の無機物(水銀原子を有するものに限る。)		3.3%※
	2852.10-8884						
	2852.10-8873						
	2852.10-8862						

2026年／2021年／2016年	2011年	2006年	品名		基本 (2026年)	協定
2852.10-990 †	2852.10-8851	2852.00-990	2843.90-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 貴金属の有機化合物(水銀原子を有するものに限る。)	3%	無税
	2852.10-8840		2915.29-000	ex 酢酸の水銀塩		2.5%
	2852.10-8836		2918.11-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 乳酸の水銀塩及びそのエステル		3.9%※
	2852.10-8825		2931.00-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 有機硫黄化合物以外のオルガノインオルガニック化合物(水銀原子を有するものに限る。)		無税
	2852.10-8814		2932.99-000	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 複素環式化合物(ヘテロ原子として酸素のみを有するものに限る。) その他のもの その他のもの(水銀原子を有するものに限る。)		4.4%※
	2852.10-8792		2934.99-090	ex 医薬品関税相互撤廃該当品目で協定国を原産地とするもの 核酸の水銀塩並びにその他の複素環式化合物(水銀原子を有するものに限る。)		無税
	2852.10-8781		3502.90-000	ex アルブミンの水銀塩		3.1%※
	2852.10-8770					無税
	2852.10-8766					3.1%※
	2852.10-8755					無税
	2852.10-8744					3.1%※
	2852.10-8733					2.9%

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

### ●癒着防止材関係

2026年／2021年／2016年／2011年	2006年	品名		基本 (2026年)	協定
3006.10-910 †	3006.10-0016	3920.10-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) エチレンの重合体製のもの	4.6%	4.8% ※
	3006.10-0020	3920.20-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) プロピレンの重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-0031	3920.30-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) スチレンの重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-0042	3920.43-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) 塩化ビニルの重合体製のもの 可塑剤を全重量の6%以上含むもの		3.9%
	3006.10-0053	3920.49-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) 塩化ビニルの重合体製のもの その他のもの		3.9%
	3006.10-0064	3920.51-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ポリ(メタクリル酸メチル)製のもの		5.2% ※
	3006.10-0075	3920.59-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) その他のアクリル重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-0086	3920.61-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ポリカーボネート製のもの		3.5%
	3006.10-0090	3920.62-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ポリ(エチレンテレフタレート)製のもの		4.8% ※
	3006.10-8991	3920.63-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) その他の不飽和ポリエステル製のもの		4.8% ※
	3006.10-8980	3920.69-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) その他のポリエステル製のもの(不飽和のものを除く。)		3.5%

2026年／2021年／2016年／2011年	2006年	品名	基本 (2026年)	協定
3006.10-910 †	3006.10-8976 3920.71-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) 再生セルロース製のもの		3.9%
	3006.10-8965 3920.72-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) バルカナイズドファイバー製のもの		3.9%
	3006.10-8954 3920.73-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) 酢酸セルロース製のもの		3.9%
	3006.10-8943 3920.79-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) その他のセルロース誘導体製のもの(酢酸セルロース製のものを除く。)		3.1%
	3006.10-8932 3920.91-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ポリ(ビニルブチラール)製のもの		3.9%
	3006.10-8921 3920.92-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ポリアミド製のもの		4.8% ※
	3006.10-8910 3920.93-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) アミノ樹脂製のもの		4.8% ※
	3006.10-8895 3920.94-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) フェノール樹脂製のもの		4.8% ※
	3006.10-8884 3920.99-020	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) ふつ素樹脂製のもの		3.7%
	3006.10-8873 3920.99-090	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ(多泡性のもの並びに補強し、薄層で被覆し又は支持物を使用したもの及びこれらに類する方法により他の材料と組み合わせたものを除く。) その他のプラスチック製のもの		3.7%
	3006.10-8862 3921.11-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの スチレンの重合体製のもの		4.8% ※
	3006.10-8851 3921.12-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの 塩化ビニルの重合体製のもの		3.9%
	3006.10-8840 3921.13-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの ポリウレタン製のもの		4.8% ※
	3006.10-8836 3921.14-000	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの 再生セルロース製のもの		3.9%
	3006.10-8825 3921.19-010	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの その他のプラスチック製のもの エチレンの重合体製のもの		4.5%
	3006.10-8814 3921.19-090	ex プラスチック製のその他の板、シート、フィルム、はく及びストリップ 多泡性のもの その他のプラスチック製のもの その他のもの		4.5%
3006.10-991 †	3006.10-8792 6002.90-011	ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの	5.6%	7.8% ※
	3006.10-8781 6002.90-021	ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有するもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.6% ※

2026年／2021年／2016年／2011年	2006年	品名	基本 (2026年)	協定
3006.10-991 †	3006.10-8770	6002.90-031 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.4%
	3006.10-8766	6002.90-041 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの 人造織維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.4%
	3006.10-8755	6002.90-091 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%以上のもの		5.3%
3006.10-999 †	3006.10-8744	6002.40-010 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの	5.6%	9.8% ※
	3006.10-8733	6002.40-020 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) 模様編みの組織を有するもの その他のもの		7.9% ※
	3006.10-8722	6002.40-030 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) 模様編みの組織を有していないもの 綿製のもの		5.4%
	3006.10-8711	6002.40-040 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) 模様編みの組織を有していないもの 人造織維製のもの		5.4%
	3006.10-8696	6002.40-090 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 弾性糸の重量が全重量の5%以上のもの(ゴム糸を含まないものに限る。) 模様編みの組織を有していないもの 綿製及び人造織維製以外の紡織用織維製のもの		5.3%
	3006.10-8685	6002.90-013 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有するもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの(ゴム糸を含まないものを除く。)		7.8% ※
	3006.10-8674	6002.90-022 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有するもの その他のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの(ゴム糸を含まないものを除く。)		5.6% ※
	3006.10-8663	6002.90-033 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの 綿製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの(ゴム糸を含まないものを除く。)		5.4%
	3006.10-8652	6002.90-043 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの 人造織維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの(ゴム糸を含まないものを除く。)		5.4%
	3006.10-8641	6002.90-093 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下で、弾性糸又はゴム糸の重量が全重量の5%以上のものに限るものとし、第60.01項のものを除く。) 模様編みの組織を有していないもの 綿製及び人造織維製以外の紡織用織維製のもの ゴム糸の重量が全重量の5%未満のもの(ゴム糸を含まないものを除く。)		5.3%
3006.10-8630	6003.10-010	ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 羊毛製又は綿毛製のもの 模様編みの組織を有するもの	7.9% ※	7.9% ※
	3006.10-8626	6003.10-090 ex メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 羊毛製又は綿毛製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.3%

2026年／2021年／2016年／2011年	2006年	品名			基本 (2026年)	協定
3006.10-999 †	3006.10-8615	6003.20-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 綿製のもの 模様編みの組織を有するもの	9.8% ※  5.4%  7.9% ※  5.4%  7.9% ※  5.4%  7.9% ※  5.3%  7.9% ※	9.8% ※
	3006.10-8593	6003.20-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 綿製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-8582	6003.30-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 合成繊維製のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-8571	6003.30-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 合成繊維製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-8560	6003.40-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-8556	6003.40-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) 再生繊維又は半合成繊維製のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.4%
	3006.10-8545	6003.90-010	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) その他のもの 模様編みの組織を有するもの		7.9% ※
	3006.10-8534	6003.90-090	ex	メリヤス編物及びクロセ編物(幅が30センチメートル以下のものに限るものとし、第60.01項及び第60.02項のものを除く。) その他のもの 模様編みの組織を有していないもの		5.3%
	3006.10-8523	6005.90-000	ex	たてメリヤス編物(ガルーンメリヤス機により編んだものを含むものとし、第60.01項から第60.04項までのものを除く。) その他のもの		7.9% ※

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。

●手袋、ミトン及びミット関係(1)

2026年	2022年	2021年	2016年	品名	基本 (2026年)	協定
6116.10-255 †	6116.10-8810	6116.10-253	6116.10-251	6116.10-251 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの 編み上げたもの	6.4%  5.3%  5.3%  5%	6.4%  5.3%
	6116.10-8795		6116.91-000	ex 6116.91-015 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 編み上げたもの		5.3%
	6116.10-8784		6116.93-000	ex 6116.93-015 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 編み上げたもの		5.3%
	6116.10-8773		6116.99-000	ex 6116.99-015 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 編み上げたもの		5%
	6116.10-8762	6116.10-254	6116.10-252	6116.10-252 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの プラスチックを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの 縫製したもの		6.4%  5.3%

2026年		2022年	2021年	2016年	品名	基本 (2026年)	協定
6116.10-255 †	6116.10-8751	6116.10-254	6116.91-000	ex	6116.91-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 縫製したもの		5.3%
	6116.10-8740		6116.93-000	ex	6116.93-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 縫製したもの		
	6116.10-8736		6116.99-000	ex	6116.99-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 縫製したもの		
6116.10-260 †	6116.10-8725	6116.10-263	6116.10-261	6116.10-261	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの その他のもの 手袋のもの 編み上げたもの	5.6%	5.3%
	6116.10-8714		6116.91-000	ex	6116.91-015 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 編み上げたもの		
	6116.10-8692		6116.93-000	ex	6116.93-015 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 編み上げたもの		
	6116.10-8681		6116.99-000	ex	6116.99-015 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 編み上げたもの		
	6116.10-8670		6116.10-262	6116.10-262	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの その他のもの 手袋のもの 縫製したもの		
	6116.10-8666		6116.91-000	ex	6116.91-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 縫製したもの		
	6116.10-8655		6116.93-000	ex	6116.93-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 縫製したもの		
	6116.10-8644		6116.99-000	ex	6116.99-095 ex 手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 縫製したもの		

## ●手袋、ミトン及びミット関係(2)

2026年		2021年	2016年	品名	基本 (2026年)	協定
6116.10-265 †	6116.10-8891	6116.10-269	6116.10-263	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したもの その他のもの その他のもの 手袋以外のもの 編み上げたもの	5.6%	5.3%

2026年		2021年		2016年		品名		基本 (2026年)	協定
6116.10-265 †	6116.10-8880	6116.10-269		6116.10-264		手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し又は被覆したものの その他のもの その他のもの 手袋以外のもの 縫製したもの			5.3%
	6116.10-8876	6116.91-000	ex	6116.91-015	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 編み上げたもの			5.3%
	6116.10-8865			6116.91-095	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 羊毛製又は織獸毛製のもの 縫製したもの			5.3%
	6116.10-8854	6116.93-000	ex	6116.93-015	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 編み上げたもの			5.3%
	6116.10-8843			6116.93-095	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの 合成繊維製のもの 縫製したもの			5.3%
	6116.10-8832	6116.99-000	ex	6116.99-015	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 編み上げたもの			5%
	6116.10-8821			6116.99-095	ex	手袋、ミトン及びミット(メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。) その他のもの その他の紡織用繊維製のもの 縫製したもの			5%

## ●繊維・履物関係

2026年/2021年/2016年/2011年		2006年		品名		基本 (2026年)	協定
6207.99-210 †	6207.99-0014	6207.92-210		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイ トシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの 人造繊維製のもの その他のもの シングレットその他これに類する肌着		9%	7.4%
	6207.99-0025	6207.99-210		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイ トシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの その他のもの シングレットその他これに類する肌着		9% ※	
6207.99-220 †	6207.99-0036	6207.92-220		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイ トシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの 人造繊維製のもの その他のもの その他のもの		11.2%	9.1%
	6207.99-0040	6207.99-220		男子用のシングレットその他これに類する肌着、パンツ、ズボン下、ブリーフ、ナイ トシャツ、パジャマ、バスローブ、ドレッシングガウンその他これらに類する製品 その他のもの その他の紡織用繊維製のもの その他のもの その他のもの		10%	

2026年/2021年/2016年/2011年	2006年	品名	基本 (2026年)	協定
6211.39-200 †	6211.39-0010	6211.31-200 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 その他の男子用の衣類 羊毛製又は繊獸毛製のもの その他のもの	11.2%	9.1%
	6211.39-0021	6211.39-200 トラックスーツ、スキースーツ及び水着並びにその他の衣類 その他の男子用の衣類 その他の紡織用繊維製のもの その他のもの		10%
6401.99-000 †	6401.99-0011	6401.91-000 防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) その他の履物 ひざを覆うもの	20%	6.7%
	6401.99-0022	6401.99-000 防水性の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限るものとし、縫合、リベット締め、くぎ打ち、ねじ締め、プラグ止めその他これらに類する方法により甲を底に固定し又は組み立てたものを除く。) その他の履物 その他のもの		8%
6402.91-000 †	6402.91-0010	6402.30-000 ex その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%
	6402.91-0021	6402.91-000 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物 くるぶしを覆うもの		8%
6402.99-010 †	6402.99-0016	6402.30-000 ex その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%
	6402.99-0020	6402.99-010 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物 その他のもの 短靴		8%
6402.99-021 †	6402.99-0031	6402.30-000 ex その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%
	6402.99-0042	6402.99-021 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物 その他のもの サンダル かかとをストラップ又はバックルで覆わないもの		10%
6402.99-029 †	6402.99-0053	6402.30-000 ex その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%
	6402.99-0064	6402.99-029 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物 その他のもの サンダル その他のもの		10%
6402.99-090 †	6402.99-0075	6402.30-000 ex その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物(保護用の金属製トーキャップを有するものに限る。)	20%	6.7%
	6402.99-0086	6402.99-090 その他の履物(本底及び甲がゴム製又はプラスチック製のものに限る。) その他の履物 その他のもの その他のもの		10%

※協定税率が基本税率と同じ若しくは高いため、協定税率は適用されない。